

## 庁舎清掃業務仕様書

- 1 業務名 庁舎清掃業務委託
- 2 業務箇所 千葉県匝瑳市八日市場ホ 7 1 5 番地(消防本部、匝瑳消防署)  
千葉県匝瑳市今泉 6 5 2 1 番地 8 (野栄分署)  
千葉県山武郡横芝光町横芝 1 1 6 4 番地 1 (横芝光消防署)
- 3 業務期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 1 1 年 6 月 3 0 日
- 4 業務内容 庁舎内の日常清掃、エアコン等清掃及び定期床清掃
- 5 清掃回数 別紙 1 のとおり
- 6 一般事項
  - (1) 契約請負業者は、庁舎の清潔を保つよう責任ある清掃を行い、職員の執務及び来訪者の用務を妨げないように注意すること。
  - (2) 作業中における作業員の事故については、全て契約請負業者の責任において解決すること。
  - (3) 作業員は制服を着用すること。
  - (4) 日常清掃日において、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日に該当する場合、協議の上、清掃日を変更することができる。
- 7 経費の負担
  - (1) 契約請負業者は、次の経費を負担する。
    - ア 作業に要する用具・諸材料
    - イ その他、発注者が負担する経費以外の一切の経費
  - (2) 発注者は、次の経費を負担する。
    - ア 業務に必要な光熱水費
    - イ トイレットペーパー、水石鹼、消毒剤、防臭剤、溶解薬品
    - ウ 可燃ごみ袋、資源ごみ袋、不燃ごみ袋の購入代金
    - エ シュレッダーダストに使用するビニール袋

## 8 作業方法

### (1) 日常清掃業務（作業箇所等については、別紙2を参照）

#### ア ビニールシート床

- ・ほうき又は電気掃除機で塵等を除き、モップ等で水拭きする。
- ・特に汚れがひどい箇所は、洗剤等で処置する。

#### イ 繊維床

- ・電気掃除機で塵等を除去する。

#### ウ 磁器タイル床

- ・ほうき又は電気掃除機で塵等を除き、汚れが目立つ部分は、モップ等で水拭きする。

#### エ ごみ箱

- ・指定のごみ袋に収集し、指定した場所へ集積する。
- ・ごみを収集する際は、ごみ袋を無駄に使用しないよう努めること。
- ・容器外面の汚れは、雑巾等で水拭きする。

#### オ トイレ

- ・大便器、小便器及び洗面器等を水及び洗剤等で洗浄し、雑巾等で拭き取る。
- ・床をモップ等で水拭きし、特に汚れがひどい箇所は、洗剤等で処置する。
- ・水石鹼の補充を行う。
- ・汚物処理及び容器洗浄を行う。
- ・洗面台・鏡の洗浄を行う。

#### カ シュレッダー

- ・シュレッダーダストを指定のごみ袋に収集し、指定した場所へ集積する。
- ・シュレッダーダストを収集する際は、ごみ袋を無駄に使用しないよう努めること。

### (2) エアコン等清掃業務（設置箇所等については、別紙3を参照）

#### ア 洗浄作業については、次に掲げる箇所を実施する。

- ・ドレンポンプ及びホース（エアコン）
- ・熱交換機（エアコン）
- ・外装及びフィルタ（エアコン及び全熱交換機）
- ・その他洗浄が必要と認める箇所（エアコン及び全熱交換機）

#### イ 洗浄作業後は、次に掲げる事項を確認すること。

- ・ドレン排水（エアコン）
- ・ファンモーターの異音（エアコン及び全熱交換機）

- ・ 運転音（振動音）（エアコン）
- ・ その他必要と認める確認（エアコン及び全熱交換機）

（３） 定期床清掃業務（作業箇所等については、別紙４を参照）

- ア 床面の塵等を除去し、その後適正な洗剤を散布し、床磨き機にて入念に洗淨する。
- イ 汚水を回収し、清水にて拭き上げた後、指定個所については床維持材を塗布する。
- ウ 移動可能なる什器備品等は、移動して作業を行う。

９ その他

- （１） 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る匝瑳市横芝光町消防組合の歳出が減額又は削除された場合は、匝瑳市横芝光町消防組合は、本契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- （２） この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と契約請負業者との間で協議することにより定めるものとする。